

審議会等の会議の傍聴に当たっての手続き及び守るべき事項等

- 1 審議会等の会議の傍聴に当たっての手続きは、概ね次のとおりとする。
 - (1) 会議の傍聴を希望する者に、傍聴申込書に住所、氏名等を記帳させる。なお、必要があると認めるときは、傍聴券等を交付する。
 - (2) 傍聴者の決定は、原則として会議開会予定時刻の30分前に先着順で行い、必要があると認めるときは、抽選等により行う。
 - (3) 次のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。
 - ア 酒気を帯びていると認められる者
 - イ 会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者
 - ウ ア及びイのほか、会長が傍聴を不相当と認める者

- 2 審議会等の会議の傍聴に当たっての守るべき事項は、概ね次のとおりとする。
 - ア 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により賛成、反対の意向等を表明しないこと。
 - イ のぼり、旗、プラカード、鉢巻き、たすき、ゼッケンその他示威のために利用すると認められるものの携帯又は着用をしないこと。
 - ウ 談話をし、又は騒ぎ立てる等、会議の妨害となるような行為をしないこと。
 - エ 会場において飲食又は喫煙をしないこと。
 - オ 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、事前に審議会等の会長等が認めた場合は、この限りでない。
 - カ その他会議の議事運営に支障となる行為をしないこと。
 - キ アからカまでのほか、会議の妨害となるような挙動をしないこと。
 - (2) 傍聴人は、次のいずれかに該当する場合、速やかに退場しなければならない。
 - ア 会議中、会議の秩序維持ができなくなった場合及び緊急的に公開できない事項を取り扱う必要が生じた場合。
 - イ 傍聴に当たっての守るべき事項に違反し、会長が退場を命じた場合。

これに定めるもののほか、傍聴に関し必要な事項は、会長が定める。